

# 社会福祉法人菜の花会役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菜の花会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、（別表1）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 交通費の計算方法は、（別表3）により計算される。

## (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、（別表2）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務の運営のための業務にあたった場合は、（別表2）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、（別表2）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 5 交通費の計算方法は、（別表3）により計算される。

## (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、（別表2）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 交通費の計算方法は、（別表3）により計算される。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人某の花会 出張・旅費規程第13条を準用する。

(適用除外)

第7条 事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年11月2日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	8,000円	1,000円
理事及び評議員業務報酬等	2,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	1,000円

別表3 (第3条 第4条 第5条関係)

- |                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| 1. 電車、バス等の交通機関利用は実費                                    |
| 2. 4輪車利用 自宅よりの距離(片道)に1km当たり20円<br>を乗じた額(高速道路利用は実費を加える) |